

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修）本庄地区）を行うことについて平成21年6月22日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成21年7月17日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀